

## 鳥取港長期構想検討委員会設置要領

### (名称)

第1条 この会は、「鳥取港長期構想検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、長期的視点に立った総合的港湾空間の形成による鳥取港の利用を推進するための基本的方向を示す長期構想について、専門的見地等に基づく意見を聴取するとともに、中期的な基本計画である「鳥取港港湾計画」の改訂に関して、提言及び助言を行う事を目的とする。

### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (委員会の運営)

第5条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、開催する。

2 委員(学識経験者から選任された委員を除く。)がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員があらかじめ委員長の承認を得て指名する者を当該委員に代わって出席させることができる。

3 委員長が必要と認めた場合には、本委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (幹事会)

第6条 委員会のもとに、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事により構成し、別表2に掲げる職にある者をもってあてる。

3 幹事長は、委員長が指名する。

4 幹事会は、委員会で意見を聴取する事項の検討を行う。

### (オブザーバー)

第7条 委員会及び幹事会には、円滑な議事進行を図るため、関係する国の職員等が出席することができる。

### (情報公開)

第8条 委員会は原則として公開する。ただし、鳥取県情報公開条例第9条第2項各号に該当する内容が含まれる場合で、会議を非公開にすべきであると委員長が認めた時は非公開とすることが出来

る。

2 委員会の撮影、収録については、これを認める。

( 事務局 )

第9条 委員会の事務局は、鳥取県県土整備部空港港湾課及び委員会の運営業務を受託する公益社団法人日本港湾協会に置く。

2 事務局は、委員会の庶務を処理する。

( 雑 則 )

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は事務局が別に定める。

付 則

この要領は、平成30年11月28日から施行する。

令和 元年 6月11日一部改正

別表 1

## 鳥取港長期構想検討委員会 名簿

区分	氏名	役職名等
学識経験者	すのほら ゆたか 須野原 豊	公益社団法人 日本港湾協会 理事長
	まつみ よしはる 松見 吉晴	国立大学法人 鳥取大学 学長顧問
	ばんば かおり 馬場 芳	国立大学法人 鳥取大学 准教授
物流関係者	ふかだ ゆきたか 深田 幸孝	日本通運株式会社 鳥取支店長
	こくはた みゆき 石畑 美幸	株式会社富士ユニコン 取締役
地元関係	はば きょういち 羽場 恭一	鳥取市 副市長
	ひろさか としこ 広坂 寿子	鳥取港 小型船婦人部会長
	きし むつみ 岸 睦	鳥取市賀露地区公民館 主事
行政機関職員	さかい いさお 坂井 功	国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部長
	とがし あつひで 富樫 篤英	国土交通省 中国地方整備局 企画部長
	ためいし ともあき 爲石 友章	国土交通省 中国運輸局 鳥取運輸支局長
	さめ しんじ 佐名 信治	海上保安庁 第八管区海上保安本部 境海上保安部長
オブザーバー	なかはら まさあき 中原 正顕	国土交通省 港湾局 計画課 港湾計画審査官

別表 2

## 鳥取港長期構想検討委員会幹事会 名簿

区分	氏名	役職名等
行政機関(国)	こんどう たくや 近藤 拓也	国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部 計画企画官
	はしもと ひろよし 橋本 浩良	国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所長
	さかもと わたる 坂本 渉	国土交通省 中国地方整備局 境港湾・空港整備事務所長
	みしま ひさと 三島 尚登	国土交通省 中国運輸局 鳥取運輸支局次長
	とうじょう えいいち 東條 英一	海上保安庁 第八管区海上保安本部 鳥取海上保安署長
行政機関(市)	あさい としひこ 浅井 俊彦	鳥取市 経済観光部長
	つなだ ただし 綱田 正	鳥取市 都市整備部長
行政機関(県)	やまもと けいじ 山本 桂司	鳥取県 商工労働部 通商物流課長
オブザーバー	しまざき けんた 嶋崎 賢太	国土交通省 港湾局 計画課 課長補佐